

白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、白子町町制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、ロゴマークは、別図のとおりとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、白子町（以下「町」という。）に帰属する。

(使用の許諾申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用許諾申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人で楽しむ範囲で使用するとき。
- (2) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (3) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 町または町教育委員会が後援する事業に使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 個人及び団体が、非営利目的で町の情報・魅力発信、地域活性化のために使用するとき。
- (7) その他町長が適当と認めたとき。

(使用許諾等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ロゴマークの使用を許諾するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許諾しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (5) 品質、性能等に関して公共機関の認定が必要な製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (6) その他町長が使用について不相当と認めたとき。

2 町長は、ロゴマークの使用を許諾するときは白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用許諾通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によるロゴマークの使用を許諾する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

4 町長は、ロゴマークの使用を許諾しないときは白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用不許諾通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 使用期間は、ロゴマークの使用が終了する日又は令和7年3月31日のいずれが早い日までの期間とする。ただし、印刷した印刷物に残余が生じた場合その他の理由により町がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークの使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク使用許諾を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) ロゴマークは、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、単色での印刷は可とする。
- (3) 町から要請があった場合には、ロゴマークの使用実態を報告すること。

(4) 使用の承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、転貸しないこと。

(5) ロゴマークの使用前に使用物件の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認できるものの提出をもって代えることができるものとする。

(6) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

(使用許諾の変更等)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用許諾の内容を変更しようとするときは、あらかじめ白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用許諾変更申請書（別記様式第4号）を町長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき許諾することが適当と認めたときは、白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用許諾通知書（別記様式第5号）により通知し、変更を許諾しなかったときは、白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用不許諾通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

3 第5条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許諾の取消等)

第10条 町長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用許諾を取り消すものとし、使用者に白子町町制施行70周年記念ロゴマーク使用許諾取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(1) 使用者が第5条又は第8条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりロゴマークの使用許諾を受けたと認められるとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定によるロゴマークの使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりロゴマークの使用許諾を取り消された者（以下「許諾取消者」という。）は、当該使用物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町長は、許諾取消者に対して使用物件の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

別図

